

全国健康関係主管課長会議資料

平成 2 7 年 3 月 1 1 日 (水)

於：中央合同庁舎第 5 号館 低層棟講堂

厚 生 勞 働 省 健 康 局
生 活 衛 生 課

目 次

1. 生活衛生関係営業対策について

- (1) 生活衛生関係営業の振興について 2
- (2) 平成 27 年度予算案について 2
- (3) 株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付について 3
- (4) 平成 27 年度税制改正案について 4
- (5) 振興指針について 5
- (6) 理容業・美容業について 5
- (7) 公衆浴場等におけるレジオネラ症防止対策について 6
- (8) クリーニング業について 6
- (9) 食品表示の適正化について 7
- (10) 標準営業約款の登録普及促進について 7
- (11) 環境衛生監視指導研修について 8

2. 建築物衛生対策について

- (1) 建築物等の衛生対策について 9
- (2) シックハウス対策について 9

3. その他

- (1) 墓地埋葬行政について 10
- (2) 災害時における御遺体の埋火葬について 10
- (3) 規制の簡素合理化に関する調査結果に基づく勧告について 11
- (4) 厚生労働大臣表彰について 12
- (5) 生活衛生営業経営特別相談員功労者に対する健康局長感謝状について 12
- (6) 組織再編について 13

1. 生活衛生関係営業対策について

<総論>

生活衛生関係営業については、平成 27 年度予算案及び税制改正案、平成 26 年度補正予算において、その振興や活性化のための支援策を盛り込んでいる。

予算については、生活衛生関係営業対策事業費補助金について、平成 27 年度予算案において前年度より 28 百万円増の 10 億 28 百万円を計上するとともに、新規事業として、各生活衛生同業組合連合会による業界の強みを活かした好循環構造の定着・促進のための計画策定経費を盛り込んでいる。また、今年度に引き続き、業種や地域の特性を活かして、地域活性化を目的として各生活衛生関係営業者が連携して行う、業種を超えた地域に共通する課題に対応するための事業である生活衛生関係営業地域活性化連携事業を実施する。これらの事業を複層的に実施することで生活衛生関係営業の衛生確保、基盤強化、経営健全化、地域活性化等の取組の推進を図る。また、被災した生活衛生関係営業者についても、自立支援や被災地の復興に資するため、引き続き、支援に努めていくこととし、株式会社日本政策金融公庫が行う被災した生活衛生関係営業者に対する東日本大震災復興特別貸付等を継続して実施するために必要な財政支援を行うための経費を新たに計上している。

日本政策金融公庫の融資については、平成 27 年度予算案において、融資枠として前年度と同額となる 1,150 億円を確保するとともに、バリアフリー等関連施設に係る金利の引下げを図るほか、平成 26 年度補正予算においても、経済対策として、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援のため、制度の拡充を行っており、日本政策金融公庫と連携を図りながら、経営基盤の脆弱な生活衛生関係営業者を支援していくこととしている。

さらに、税制についても、生活衛生同業組合等が共同利用施設を設置した場合の特別償却制度の延長を行うとともに、中小企業活性化税制の延長などの設備投資促進のための措置が、平成 27 年度税制改正案として盛り込まれている。

これらの施策を生活衛生関係営業者の振興・活性化や生活衛生水準の向上に実際に結び付けていくためには、各地方公共団体、保健所、環境衛生監視員、都道府県生活衛生営業指導センター（以下、「都道府県センター」という。）等の関係機関、関係者の役割が重要である。

特に、小規模・零細が大半を占める生活衛生関係営業をめぐる経営環境としては、昨年 4 月に実施された消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え、円安方向への動きに伴う輸入物価の上昇、さらには消費税率引上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得の増加が追いついていないことなど、未だ厳しい状況である。また、地域ごとに景況にばらつきがみられ、これら地方への好循環の拡大が政府の喫緊の課題である。

現在、各都道府県・市町村においては、まち・ひと・しごと創生法に基づき、地域の実情に応じ、地方版総合戦略の策定に尽力されていることと思うが、どの地方においても数多ある産業のなかでも特に国民生活に密着し、地域の雇用を支える生活衛生関係営業の振興が、まち・ひと・しごと創生に資するものと考えており、地元生活衛生関係営業者の意見をよく聞いていただき、積極的な施策の実施に努めていただきたい。

特に、地方への好循環の拡大を図る観点から、地域住民生活等緊急支援のための交付金によって政府が支援を行うプレミアム付商品券及びふるさと名物商品・旅行券の実施計画作成にも尽力されていると承知しているが、これらの施策に生活衛生関係業者がしっかりと組み込まれるよう、特段の配慮をお願いしたい。

また、生活衛生に係る安心・安全の確保を効果的に進めていくためには、環境衛生監視員の監視指導の計画的実施の推進など、行政による衛生規制はもとより、都道府県センターや生活衛生同業者組合を積極的に活用し、自主管理点検表の活用等の業者の自主的な取組の促進、生活衛生同業組合の活動との連携やこれらのネットワークを活用するといった重層的な取組を進めていくことが重要である。

生活衛生同業組合は、法律に基づき、衛生施設の維持・向上や経営の健全化のための役割を担っており、組合活動は重要なものである。そのため、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会が主催し、本年度より毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定めて組合活動の推進に努めている。各都道府県におかれては、昨年7月にも通知でお願いしているとおりに、本月間の推進に御協力いただくとともに、衛生情報の周知等に関する生活衛生同業組合の活用について、配慮をお願いする。

<各論>

(1) 生活衛生関係営業の振興について

①生活衛生営業指導センターによる支援について

各都道府県に設置されている生活衛生営業指導センターについては、生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談・指導に応じること等を業務としており、その積極的な活用を図るとともに、相談指導の充実のために、特段の配慮をお願いする。

また、平成27年度予算案においては、今年度に引き続き、生活衛生関係営業地域活性化連携事業の中に、各生衛業の連携強化を通じた地域活性化事業を行うための企画・総合調整に係る経費を計上しており、都道府県センターの企画・調整機能が重要なので、配慮をお願いする。

都道府県センターに対する補助事業については、生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会で審査や評価を実施しているところであるが、これらの意見等も踏まえ、より効果的な事業実施が図られるよう、引き続き、配慮をお願いする。

②生活衛生同業組合に関する情報提供と活用の推進等について

生活衛生同業組合への加入は任意であるが、生衛法の趣旨、組合の活動内容、組合加入により受けられる優遇措置等について、詳しく知らない新規開設者等がいるため、3か年にわたり生活衛生課長通知を発出し、新規開設者等に対し、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等について、保健所窓口や生活衛生関係業者に対する研修会等において情報提供をお願いしてきたところである。

さらに、その平成25年7月の通知により、お示した生活衛生同業組合の活動の推進等の機運を全国的に高めていくための方策として、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会において、昨年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」

と定め、行政、関係機関、関係団体等の連携・協力のもとに、貴管下の保健所等の関係機関におかれても、月間についてご協力をいただいているところである。

引き続き、各種申請や届出、研修会等の様々な機会をとらえて、管下の事業者に対して、生活衛生同業組合に関して情報提供を行うとともに、衛生情報の周知等に関する生活衛生同業組合の活用に関して配慮をよろしく願います。

(2) 平成 27 年度予算案について

平成 27 年度予算案の主な内容は、以下のとおりである。

ア 生活衛生関係営業対策事業費補助金 (10 億 28 百万円)

中小零細の生活衛生関係営業業者の営業の振興や発展を図るため、その組織基盤の強化を通じた衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化を図るとともに、本格的な高齢社会に向けて、生活衛生関係営業業者が各事業者の特性を活かした生活支援等に係るサービスの実施を促進する。

○生活衛生関係営業好循環促進計画策定事業

生活衛生関係営業を取り巻く構造的な悪循環から脱却し、業界を活性化し、持続的発展を後押しするため、生活衛生関係営業の強み・特殊性を活かした計画を策定し、生活衛生関係営業における好循環構造の定着・促進を図る。

イ 株式会社日本政策金融公庫補給金 (21.8 億円)

株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付業務に係る補給金

ウ 被災した生活衛生関係営業業者への支援 (4.5 億円) 【復興庁一括計上】

○生活衛生関係営業対策事業費補助金 (0.4 百万円)

東日本大震災で被災した生活衛生関係営業業者の自立支援、被災地の復興に資するため、経営相談、共同利用設備への支援等を実施する。

○株式会社日本政策金融公庫出資金 (4.1 億円)

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等の融資を行うために必要な財政支援を行う。

(3) 株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付について

平成 27 年度予算案においては、日本政策金融公庫の生活衛生貸付について、貸付規模として今年度と同額となる 1,150 億円を確保し、生活衛生関係営業業者の資金需要に適切に対応することとしている。

各都道府県におかれては、生活衛生関係営業業者の経営安定化等の支援のため、都道府県センターを活用するなどして、生活衛生資金貸付の概要等について説明会を開催するなど、必要な情報提供や相談対応について格別の配慮を願います。

また、平成 27 年度予算案において、平成 28 年 4 月の障害者差別解消法施行を踏まえて、地域に密着した生業である生衛業のバリアフリー等関連施設に係る金利を 0.15% 引下げるなど、貸付条件の改善を行っている。

さらに、平成 26 年度補正予算において、①生活衛生貸付における創業関係融資

の統合及び拡充、②原材料・エネルギーコスト高を踏まえたセーフティネット貸付の拡充、③女性活躍推進のための子育て支援に取り組む生衛業者に対する金利の引下げ、④女性・若者等の創業前又は創業間もない者に対する金利引下げ、⑤女性の少額での創業の場合の要件緩和、⑥地方創生に資するUターンでの創業の場合の金利の引下げ、などの措置を盛り込んでいるところである。

これらの措置も含め、日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付が生活衛生関係営業の投資促進や事業の活性化、経営の健全化等に有効に活用されるよう、営業者に対する周知や相談対応をお願いする。

また、生活衛生同業組合の行う生活衛生改善貸付（衛経）に係る審査を都道府県センターが代行している県において、同貸付の実績増加が見られる。それを踏まえ、2月12日に告示された振興指針のとおり審査代行の促進が図られるよう、各都道府県センター及び生活衛生同業組合への周知をお願いする。

（４）平成27年度税制改正案について

平成27年度税制改正大綱(平成26年12月30日閣議決定)における生活衛生関係営業に関連する主な内容は、以下のとおりである。

ア 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長〔法人税〕

共同利用施設の特別償却制度について、取得価額要件（100万円以上）を設定した上、その適用期限を2年延長する。

イ 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長〔法人税・法人住民税・事業税〕

公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例の適用期限を2年延長する。

ウ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控の延長〔所得税・法人税・法人住民税・事業税〕

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、対象者から認定経営革新等支援機関等を除外し、対象設備の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

エ 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設
〈検討事項〉

個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人と異なり、対象とすべき事業用資産とそれ以外の資産の区分が明確でなく、それを客観的に区分することも困難であること、株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められている法人の事業承継とは異なること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討する。

(5) 振興指針について

今年度は、飲食店営業（めん）、旅館業及び浴場業について、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の審議を踏まえ、2月12日付けで振興指針の改正（告示）を行った。営業者や組合等が同指針を有効に活用し、事業の振興や活性化が図られるよう、配慮をお願いする。

また、生活衛生同業組合が作成する振興計画の認定事務は平成27年4月1日から地方厚生局長から都道府県知事へ委譲されることになるが、今年度は地方厚生局が行うこととなっているため、年度内に事務が完了するよう、特段の御協力をお願いする。

なお、認定を受けた組合において、毎事業年度終了後に提出する実施状況報告に加え、5年計画の4年目に4年間の実績まとめと自己評価（中間評価）を、5年計画の終了時に5年間の実績まとめと自己評価（事後評価）の報告を求めることとしているので、当該事務が円滑に実施されるよう、引き続き、ご協力をお願いする。

平成27年度は、食肉販売業及び冰雪販売業の振興指針の改正を予定している。

(6) 理容業・美容業について

①理容師・美容師養成施設の指定等について

理容師養成施設及び美容師養成施設の指定等については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ、本年4月から都道府県に移譲することとされており、これらの事務の円滑な実施に向け、引き続きご協力をお願いする。

②理容業及び美容業に対する指導監督等について

理容所及び美容所に対する指導監督については、その衛生水準を確保するために実施していただいているが、理容師又は美容師の資格を有しない者による理容行為又は美容行為等不適切な業務や、理容所で美容師が働くといった混在勤務が行われることのないよう、指導監督の徹底をお願いする。

さらに、理容業及び美容業については、管理理容師及び管理美容師資格認定講習会が実施されているところであるが、同講習会は免許取得後に実務経験における実際の取組状況を確認し、実践的な知識を習得する機会であるので、新規受講対象者を中心に管理美容師の資格取得の促進が図られるよう、周知・啓発をお願いする。

③まつ毛エクステンションについて

まつ毛エクステンションについては、美容師免許を有しない営業者の実施したサービスにより、健康を害した利用者が発生した事案を契機として、平成20年及び平成22年に美容師が行う業務として通知し、まつ毛エクステンションの危害防止のため、周知や指導監督をお願いしている。

一方で、美容師免許を有しない営業者が営業を行っているとの情報があり、まつ毛エクステンションのサービスを受ける消費者の安全を基本として平成23年11月より「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」において、安全なまつ毛エク

テンションの在り方について検討を始め、平成24年8月に「まつ毛エクステンションの施術に係る論点の整理」がとりまとめられた。これを踏まえ、まつ毛エクステンション教育プログラム検討会において教育プログラム等に係る検討が行われ、平成25年6月、まつ毛エクステンションの教育プログラム等がとりまとめられ、生活衛生関係営業等衛生問題検討会に報告が行われた。この教育プログラムに沿って、日本理容美容教育センターにおいて美容師養成課程における平成26年度の教科書の作成が行われ、美容師養成施設におけるまつ毛エクステンションに係る教育の充実が図られている。

また、生活衛生関係営業等衛生問題検討会における審議を踏まえ、平成25年6月に通知（「まつ毛エクステンションに係る教育プログラムと情報提供等について」）を発出しているところであるが、まつ毛エクステンションの安心・安全を確保するため、消費者に対する情報提供等の取組の徹底について、営業者に対する周知や指導監督、消費者等に対する注意喚起を引き続きお願いする。

④エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議について

平成23年12月に消費者委員会委員長から厚生労働大臣に対して「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」がなされ、健康被害等に関する情報の提供と的確な対応等に関して指摘されているところである。これを踏まえ、昨年12月の通知（「消費者から寄せられたまつ毛エクステンションによる健康被害等に関する情報への対応について」）により、消費者から寄せられたまつ毛エクステンションによる健康被害等に関する情報への対応の状況について情報提供を行っているところであり、引き続き、寄せられた情報への適切な対応を図るようお願いする。

(7) 公衆浴場等におけるレジオネラ症防止対策について

公衆浴場等を発生源とするレジオネラ症の発生・拡大防止については、各都道府県で条例等を定め、営業者に対し指導していただいているが、引き続き、周知や指導を行うとともに、レジオネラ症患者発生時における感染源の特定等、迅速な対応をお願いする。

また、2月6日の「生活衛生関係技術担当者研修会」において、レジオネラ症の最新の動向、検査方法等の最新の知見等に関して専門家による説明を実施したところであり、活用をお願いする。

(8) クリーニング業について

①クリーニング師研修等の受講の促進について

クリーニング師研修等については、離島の居住者等に対する通信制による研修の実施の拡大が図られるなど、受講しやすい研修となるような配慮も進められているところであるが、受講率の向上を図ることが課題となっており、昨年10月の総務省勧告でもこの点について指摘を受けているところである。

引き続き、研修受講予定者名簿の精緻化を図りつつ、研修実施機関による受講勧奨を効果的に進めるとともに、通信制の活用による研修機会の確保など、受講しやすい環境づくりを行い、より一層の受講促進への配慮をお願いする。

②引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場について

クリーニング業法に基づく届出等については、新たに引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場が違法に立地することを防止する取組を進めるため、建築指導部局等との連携に努めるようお願いしているが、平成 24 年 11 月の生活衛生課長通知のとおり、既存のクリーニング所に係るクリーニング業法の取扱いに関しては、営業者が病気や高齢等のために親族等の後継者へ地位を継承するために同法の第 5 条の規定に基づく新たな届出が行われた場合は、相続によって地位の継承が行われた場合に準じて、事業に切れ目の生じないように手続きが円滑に行われるよう、引き続き配慮をお願いする。

また、クリーニング事業者が建築基準法の違反是正措置を講じるため、違反是正に係る猶予期間、申請書類等の簡略化、申請手数料の減免等を講じている地方公共団体も出てきている。特定行政庁と協議を行う際には、引き続き都道府県センターとともにご協力をお願いする。

(9) 食品表示の適正化について

ホテル、レストラン等における食品表示の不適正な事案が社会問題となったことを踏まえ、消費者庁を中心に関係省庁が連携して、食に関わる事業者団体に対して、景品表示法に基づく食品表示の適正化に向けた取組の徹底を要請してきたところである。今後とも引き続き、消費者行政担当部局とも連携のもと、景品表示法等の関係法令の遵守について、適宜、関係業界への周知・啓発をよろしく願います。

(10) 標準営業約款の登録普及促進について

標準営業約款については、これまでクリーニング業、理容業及び美容業、めん類飲食店業及び一般飲食店営業の 5 業種について設定されている。

公益財団法人全国生活衛生営業指導センターにおいて、平成元年度から毎年 11 月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、これに厚生労働省としても後援を行い、特にこの期間における普及及び登録促進を実施するほか、ホームページ (<http://www.seiei.or.jp/anant/mark.html>) や広報誌への掲載等による広報を行っているところである。

各都道府県、保健所設置市及び特別区においても、約款の普及及び登録促進のため、地域広報誌への掲載、関係団体への協力依頼等を積極的に実施されるよう、ご配慮をお願いする。特に、消費者に最も身近な市町村での広報の活用は、本制度の普及及び登録促進にとって効果的であるので、管内市町村等への要請をお願いする。

また、平成 21 年度から標準営業約款登録事業者に対しては、株式会社日本政策金融公庫の融資が一層低利に受けられることから、都道府県センターと連携を図り各営業者の登録促進に配慮をお願いします。

(11) 環境衛生監視指導研修について

平成 24 年度から環境衛生監視員に対する研修会を国立保健医療科学院と連携して行っており、今年度は 11 月に研修を実施したところである。来年度も研修を予定しているので、活用いただくようお願いします。

2. 建築物衛生対策について

(1) 建築物等の衛生対策について

特定建築物の衛生対策については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和 45 年法律第 20 号）に基づき推進しているところであるが、空気環境の調整等の建築物環境衛生管理基準については、平成 25 年度の「衛生行政報告例」で公表されているとおり、相対湿度、温度及び二酸化炭素の含有率について、不適合率が高止まりしている。引き続き立入検査等を通じた指導助言の強化をお願いします。

(2) シックハウス対策について

住宅等の室内で建材から放散する化学物質等を原因とした室内空気汚染等による健康影響の問題、シックハウス症候群については、様々な要因が複雑に関係していると考えられ、これまで関係省庁において原因分析、防止対策、相談体制整備、研究、汚染住宅の改修等の総合的な対策が行われてきたところである。このうち、厚生労働省の主な取組は以下のとおりである。

①室内空気中の化学物質による健康影響等に関する研究等について

シックハウス症候群の発生予防・症状軽減のための室内環境の実態調査と改善対策に関する研究を行っている。

②建材等から放散される化学物質の室内濃度指針値等の策定について

これまでにホルムアルデヒド等 13 物質の室内濃度指針値と TVOC（総揮発性有機化合物）の暫定目標値のほか、「室内空気中化学物質の測定マニュアル」及び「室内空気中化学物質についての相談マニュアル作成の手引き」を策定した。

なお、室内濃度指針値については、シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会（医薬食品局が事務局）において、見直す方向で検討が進められている。

③シックハウス担当職員研修について

2月6日に「生活衛生関係技術担当者研修会」を開催し、シックハウス症候群についても、上記の研究等の成果も交えて専門家による講演を実施したところであり、各都道府県等においては、これらも活用いただき、シックハウスに関する普及啓発や相談体制の充実について、引き続き、配慮をお願いします。

④住宅の内装リフォームによるシックハウス症候群の防止について

壁紙の張替えなどの内装リフォームによるシックハウスやにおい、化学物質に関する事故情報が寄せられていることを踏まえ、消費者庁より、「住宅の内装リフォームでシックハウス症候群にならないために」（平成 26 年 11 月 28 日）が公表されたことを契機として、標記について、平成 26 年 11 月 28 日付け薬食化発 1128 第 1 号・健衛発 1128 第 1 号により通知しているので、関係団体、住民等への周知を図るようお願いします。

3. その他

(1) 墓地埋葬行政について

墓地経営に係る認可等の権限については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）に基づき、都道府県からすべての市へ移譲が行われたところである。墓地経営については、「墓地経営・管理の指針」も踏まえ、国民の宗教的感情に適合し、公衆衛生上その他公共の福祉の見地から適切な運営が安定的に行われるよう、適切な指導をお願いする。

また、「公益法人制度改革に伴う『墓地経営・管理の指針』の解釈等について」（平成 20 年 8 月 14 日付け健衛発第 0814001 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）において、「墓地経営・管理の指針」における公益法人には公益認定法人が該当する旨、お示ししている。新公益法人制度が施行された平成 20 年 12 月 1 日以降、新たな墓地経営を行う法人に対する墓地経営許可申請については、公益認定法人への移行に係る指導について対応していただいているものと考えているが、やむを得ず特例民法法人から一般法人へ移行する既存の法人に対しても、引き続き、公益認定の取得に向けた具体的な計画を書面により提出させるなど、公益認定を取得した上で安定的に・永続的に墓地経営が行われるよう、適切に指導をお願いする。

さらに、墓地埋葬法に基づく適切な埋火葬が行われるよう、火葬の許可申請時に、同法の内容等に関する住民への周知広報に努められたい。

(2) 災害時における御遺体の埋火葬について

東日本大震災時においては、墓地埋葬法に基づく埋火葬の許可の特例措置を講じたところであるが、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）が制定され、これらの大規模災害時等において埋火葬を円滑に行うことが困難となり、公衆衛生上の危害を防止するために緊急の必要がある場合における墓地埋葬法の第 5 条及び第 14 条の特例措置が定められているので、ご留意いただきたい。

また、大規模災害時における御遺体を円滑に火葬する体制の確保の重要性に鑑み、厚生労働省防災業務計画により各都道府県は広域火葬計画の策定に努めることとするとともに、「広域火葬計画の策定について」（平成 9 年 11 月 13 日付け衛企第 162 号厚生省生活衛生局長通知）において広域火葬計画の策定についてお願いをしているところである。さらに、国においても、昨年、「大規模災害時における御遺体の埋火葬等の実施のための基本的指針」を策定し、関係各省の密接な連携のもと、①地方公共団体と関係団体との協定の締結の促進、②広域的な火葬体制の整備のための地方公共団体の取組の促進を進めることとしているところである。

一方で、広域火葬計画が策定済の都道府県は 29 にとどまっている。については、各都道府県におかれても、本年夏までに、関係部局の連携のもと、広域的な火葬の

ための計画を策定し、火葬場の処理体制の把握、近隣地方公共団体との相互扶助協定等の締結、関係事業者と物資や搬送等に関する協定を締結するなどの資材の確保のための取組を進め、広域的な火葬体制が確保されるよう、改めてお願いします。

なお、地方公共団体においては災害時における柩等の物資の供給や御遺体の搬送等の協力に関して関係事業者・団体との協定の締結が進んでいるところである。国においても、上記基本的指針において地方公共団体と関係団体との協定の締結の促進を進めることとしているほか、厚生労働省においても関係省庁の協力のもと、これらの物資の供給や搬送等について葬祭業や霊柩自動車運送業に係る全国団体に対して地方公共団体との協定締結に関して協力をお願いしているところであるので、災害時における協定の締結の推進に取り組んでいただきたい。

(3) 規制の簡素合理化に関する調査結果に基づく勧告について

総務省は、規制に伴う国民や事業者の負担を必要最小限のものとする観点から、規制の実施状況、規制に伴う国民の負担の状況等を調査し、昨年10月「規制の簡素合理化に簡素合理化に関する調査—関係者からの意見・要望への対応—」として、調査結果に基づく勧告を関係省庁に対して行ったところである。

当課に關係する勧告としては、①理・美容車の取扱い（理容師法・美容師法）、②空気調和設備の点検頻度（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）、③クリーニング師の研修等（クリーニング業法）、④理容師及び美容師の結核等に関する医師の診断書（理容師法・美容師法）の4つについて勧告が行われた。その内容は次のとおりである。

①理・美容車の取扱いについて

各都道府県等における理・美容車の許可状況を把握し、都道府県等へ情報提供するようとの指摘があった。各自治体の協力を得て調査した結果、合計213件、うち理容55件、美容158件であった。

詳細については、参考資料のとおりであり、業務の参考とされたい。

②空気調和設備の点検頻度について

個別管理方式の空気調和設備の排水受けの点検頻度について、事業者の負担軽減を図るため、運転条件や汚れを検知するセンサーの有無など、設備の状況に応じた取扱いを認めるようとの指摘があった。

これについては、勧告を踏まえ点検の実施方法について課長通知を近々発出する予定である。

③クリーニング師の研修等について

クリーニング師研修及び業務従事者講習の持つ役割を踏まえつつ、通信制の活用などにより、受講者の利便性や受講率の向上等が図られるようとの指摘があった。

クリーニング師研修の受講率向上を図るためには、受講予定者の正確

な把握や研修実施機関との連携は不可欠であり、各自治体におかれては、地域の実情等を勘案し、積極的な通信制の活用等、より一層の受講促進に配慮をお願いする。

④理容師及び美容師の結核等に関する医師の診断書について

理容所及び美容所における開設の届出及び変更の届出の際に必要な医師の診断書については、労働安全衛生法に基づく健康診断の結果が理容師法及び美容師法で求める要件を満たす場合、当該健康診断の結果に代えることが可能であることの周知を図るようにとの指摘があった。

これについては、既に対応されている自治体もありますが、営業者が行う手続きの負担軽減を図るため、配慮をお願いする。

(4) 厚生労働大臣表彰について

当課所管の厚生労働大臣表彰については、以下のとおりであり、平成27年度も例年と同様に実施することとしているので、理容師美容師養成功労者については5月末日まで、その他の表彰については7月1日までに被表彰者の推薦をお願いする。

①生活衛生功労者表彰（表彰式典：平成27年10月27日〈予定〉）

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項に規定する営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上等に特に顕著な功績があった者を表彰。

②理容師美容師養成功労者表彰（表彰式典：平成27年8月5日〈予定〉）

現に理容師又は美容師の養成施設経営者又は教職員であり、理容教育又は美容教育の向上に特に顕著な功績があった者を表彰。

③建築物環境衛生功労者表彰（表彰式典：平成28年1月21日〈予定〉）

建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等に特に顕著な功績があった者を表彰。

(5) 生活衛生営業経営特別相談員功労者に対する健康局長感謝状について

都道府県生活衛生営業指導センター設立の節目の年（10年毎）において、生活衛生営業経営特別相談員として、永年、生活衛生関係営業の経営指導、育成に精励し、その功績が特に顕著と認められる者（同功績により都道府県知事の表彰又は感謝状を受けたことがある者で、かつ、2期6年以上その職にあるものが条件）に対し、健康局長感謝状の贈呈を行っていることから、該当する都道府県がある場合は、推薦方をお願いする。

(6) 組織再編について

正確な時期は未定だが、本年7月以降に健康局の組織を再編することとしている。生活衛生系の「生活衛生課」、「水道課」は医薬食品局食品安全部へ移管し、局名は「医薬・生活衛生局」、部名は「生活衛生・食品安全部」とする予定である。

なお、新組織の名称については、改正手続きが終わっていないため、現時点では仮称である。